

年 月 日

富士川建材工業株式会社 宛

住 所
会 社 名
代表者役職
氏 名

印

防火・準耐火構造等の認定書の使用に関する確約書

当社は、貴社が申請者となって建築基準法第68条の26第1項（同法第88条第1項において準用する場合を含む）に基づいて取得した国土交通大臣（旧建設大臣を含む）認定書（以下、「本件認定書」という）の写しを受領するにあたり、下記のとおり確約いたします。

記

1. 当社は貴社より受領した本件認定書の写しを、当社が受注した物件について以下の場面に限り使用するものとし、その他の場合には一切使用しません。

建築確認申請、中間検査及び完了検査

その他、当社が受注した物件を施工するために必要な申請等で貴社が書面で事前承諾した場面

2. 当社は、本件認定書記載の一切の事項を秘密に保持し、これらを前項で定める場面を除いて第三者に開示、漏洩しない。

第1項に定める場面以外において第三者に開示が必要な場合には、当社が負う義務と同等の義務を課す秘密保持契約を当該第三者と締結するものとします。

3. (当社が施工を実施する場合) 本件認定書に基づく工事において、軽量モルタル(ラスモル、ラスモル 等)、ラス、補強用ネット(耐アルカリガラス繊維ネット 等)が必要となる場合には、当社は貴社製の軽量モルタル、ラス、ネットを購入して使用します。

また、軽量モルタルの塗り厚を15ミリメートル以上で施工することを約束します。

4. (当社が、施工を実施しない場合) 本件認定書に基づく工事において、軽量モルタル(ラスモル、ラスモル 等)、ラス、補強用ネット(耐アルカリガラス繊維ネット 等)が必要となる場合には、当社は設計図書において貴社製の軽量モルタル、ラス、補強用ネットを購入して使用する旨の指示を記載し、施工者にこれを遵守させます。

また、設計図書に、軽量モルタルの塗り厚を15ミリメートル以上で施工する旨の記載をし、監理する場合には施工者にこれを遵守させます。

5. 当社が本確約書記載の条項に違反した場合には、貴社に生じた一切の損害を賠償します。

以上

参考

建築基準法第68条の26第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む)は認定書に記載されている条文です。

建築基準法 第68条の26第1項

第68条の26 構造方法等の認定(前3章の規定又はこれに基づく命令の規定で、建築物の構造上の基準その他の技術的基準に関するものに基づき国土交通大臣がする構造方法、建築材料又はプログラムに係る認定をいう。以下同じ。)の申請をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通省令で定める事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出して、これをしなければならない。

建築基準法(工作物への準用)第88条第1項

煙突、広告塔、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物で政令で指定するもの及び昇降機、ウォーターシュート、飛行塔その他これらに類する工作物で政令で指定するもの(以下この項において「昇降機等」という。)については、第3条、第6条(第3項及び第5項から第12項までを除くものとし、第1項及び第4項は、昇降機等については第1項第1号から第3号までの建築物に係る部分、その他のものについては同項第4号の建築物に係る部分に限る。)、第6条の2(第3項から第8項までを除く。)、第6条の3(第1項第1号及び第2号の建築物に係る部分に限る。)、第7条(第6項を除く。)から第7条の4まで、第7条の5(第6条の3第1項第1号及び第2号の建築物に係る部分に限る。)、第8条から第11条まで、第12条第5項(第4号を除く。)及び第6項から第8項まで、第13条、第18条(第4項から第11項まで及び第22項を除く。)、第20条、第28条の2(同条各号に掲げる基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。)、第32条、第33条、第34条第1項、第36条(避雷設備及び昇降機に係る部分に限る。)、第37条、第40条、第3章の2(第68条の20第2項については、同項に規定する建築物以外の認証型式部材等に係る部分に限る。)、第86条の7第1項(第28条の2(第86条の7第1項の政令で定める基準に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)、第86条の7第2項(第20条に係る部分に限る。)、第86条の7第3項(第32条、第34条第1項及び第36条(昇降機に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)、前条、次条並びに第90条の規定を、昇降機等については、第7条の6、第12条第1項から第4項まで及び第18条第22項の規定を準用する。この場合において、第20条中「次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準」とあるのは、「政令で定める技術的基準」と読み替えるものとする。